

# 混迷の「可視光線透過率測定器」問題が前進 ラビニールが地方運輸局を訪問して見解収集

指定自動車整備事業者の間で、自動車ガラスの可視光線透過率測定器に関する見解が揺れている。「可視光線透過率の保安基準適合性を判定するのに、どの測定器を使えばいいのかわからない」という状況に陥っているのだ。

これを受けて、かねて米国レーザーラボ社 (Laser Labs Inc.) 製の可視光線透過率測定器を販売しているラビニールは、指定整備事業における可視光線透過率測定器に関する見解を聞くため、地方運輸局を訪問してまわった。結果は「特定の機器でなければならぬわけではない」というもので、少なくとも同社が取り扱っている「TINTMETER2000JP」(以下、TM2000JP) に関しては「指定自動車整備事業において可視光線透過率の適合性を判定するために用いても問題ない」ことが確認された。

## 国交省がフィルム装着車の取り扱いを改めて周知徹底

それにしても、なぜ、数年前まではまったく関心を寄せていなかった可視光線透過率測定器を巡り、指定自動車整備事業者があたふたしているのだろうか。

発端は、昨年1月に国土交通省



ラビニールがかねて取り扱っている、米国レーザーラボ社製の可視光線透過率測定器「TINTMETER2000JP」。

図表① 国土交通省の事務連絡

事務連絡 令和5年1月13日	
各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長 殿 内閣府沖繩総合事務局運輸部車両安全課長 殿	自動車局整備課 整備事業班長
指定自動車整備事業における着色フィルム等が装着された自動車の指導について	
今般、窓ガラスフィルム製作者より、着色フィルム等が装着された自動車の取扱いに関する運輸支局等の指定自動車整備事業に対する指導が統一されていないとの指摘を受け、全ての運輸支局等に対し調査をしたところ、運輸支局等の指導に差異が確認された。	
これまでも指定自動車整備事業において可視光線透過率測定器を用いて判定することも可能とされているが、可視光線透過率の適合性を視認により容易に判定することができない場合にあっては、下記のとおり、取扱いよう指定自動車整備事業者へ周知された。	
なお、別添のとおり、関係団体に通知したことを申し添える。	
記	
1. 当該事業場において可視光線透過率測定器を用いて判定する場合は、道路運送車両の保安基準第29条第3項に規定された要件を満たすもの*を用いること。 *＜参考＞独立行政法人自動車技術総合機構においては「PT-50、PT-500（光明理化学工業製）」を使用。	
2. 前項の取扱いにより判定しない場合は、当該自動車については道路運送車両法第94条の5の規定が適用できないことから、運輸支局等又は軽自動車検査協会に現車を持ち込み受検すること。	

自動車局整備課（当時）から地方運輸局自動車技術安全部整備課および沖縄総合事務局運輸部車両安全課へ通知された、「指定自動車整備事業における着色フィルム等が装着された自動車の指導について」と題する事務連絡だ（図表①）。

窓ガラスフィルム製作者の指摘を受けて、着色フィルムなどが装着された車両の取り扱いに関する運輸支局の指定自動車整備事業に対する指導状況を調査したところ、運輸支局により差異があることが確認された。

そのため、指定自動車整備事業において可視光線透過率の適合性を視認により容易に判定することができない場合は、①道路運送車

両の保安基準第29条第3項に規定された要件を満たす可視光線透過率測定器を用いて判定するか、②それが無理なら運輸支局または軽自動車検査協会に現車を持ち込み受検するよう、指定自動車整備事業者への周知徹底を促したのである。

## 指定自動車整備事業者の間で 使用機器に関する戸惑い拡大

事務連絡に「これまでも指定自動車整備事業において可視光線透過率測定器を用いて判定することも可能とされている」とあるように、基本的には本来の判定方法について再認識を促したに過ぎない。

それにも関わらず、指定自動車

整備事業者が戸惑ったのは、道路運送車両の保安基準第29条第3項に規定された要件を満たす可視光線透過率測定器について、「独立行政法人自動車技術総合機構においては『PT-50、PT-500（光明理化学工業製）』を使用している」という注釈が記載されていたためだ。これが指定自動車整備事業者に「PT-50、PT-500でなければ可視光線透過率を正しく判定できないのではないか」といった疑問や不安を抱かせたのである。

しかも、PT-50とPT-500は光源に白熱電球が使用されており、「可視光線透過率測定器の光源は法令で白熱電球と定められている」という見解が吹聴されたことで、不安がさらに高まる格好となった。

確かに、以前は道路運送車両の保安基準第29条の細目告示に別添37「窓ガラスの技術基準」があり、そこで「可視光線透過率試験装置の光源は色温度2856±50°Kに点灯した白熱電球とする」とされていた。しかし、現在の保安基準には別添37は存在せず、可視光線透過率測定器の光源が「白熱電球でなければならない」理由を見出すことはできない。

## 可視光線透過率測定器に 関する運輸局の見解収集

自動車技術総合機構が2021年度の入札に際して作成した、可視光線透過率測定器の仕様に関する資料には、「投光部の光源は、JIS Z8781-2に定める標準光源Aまたはそれと近似した性能を有するものであること」と書かれている。

JIS Z8781-2に定める標準光源Aとは、色温度2856Kの白熱電球のことである。しかし、「それと近

図表② ラビニールがとりまとめた運輸局との質疑応答の結果

可視光線透過率測定器に関する Q&A ＜運輸局（8カ所）で面談と質問を行い、7カ所から回答のあった記録です＞	
Q1：可視光線透過率測定器は国土交通省が認定した指定の自動車検査用機械器具であるか？ A：ありません。指定器具はない。	
Q2：2023年1月13日付事務連絡の「＜参考＞独立行政法人自動車技術総合機構においては「PT-50、PT-500（光明理化学工業製）」を使用。」と明記されているが、PT-50、PT-500を使用しても可視光線透過率を測定しないといけないのか？ A：使用しないといけないわけではない。 PT-50やPT-500は自動車技術総合機構において使用している機器を参考として記載したものである。	
Q3：TM2000JP、PT-50、PT-500の3機種と、フィルム未貼付ガラス（JEMIC※校正値：72.4%）、発色フィルム貼付ガラス（JEMIC※校正値：70.0%）の2種類を使用して面談で測定値を見ていただいたが、同等および近似した測定値であることを確認していただいたか？（※JEMIC：日本電気計器検定所） A：この場で見せていただいた条件下では「近い」数値であった。	
Q4：指定工場で車検時の可視光線透過率検査を行う際に、運輸支局で使用している可視光線透過率測定器とは異なるTM2000JPを使用して自動車検査員が可否判定をした場合、各運輸局が指定する指定自動車整備事業の行政処分をされる可能性はあるか？ A：それを以って即処分することはない。 ただし、自動車検査員が測定器の種類は問わずに69%以下で合格判定を出したら行政処分に当たる。行政処分は色々な状況があり一概には言えない。	
Q5：指定工場・認証工場で点検および整備での不正改造車の入庫対策としてフィルム検査を行う際に、TM2000JPを使用して70%以上を判断した場合、各運輸局が指定や認証する整備事業の行政処分をされる可能性はあるか？ A：可能性はない。ただし、行政処分は色々な状況があり一概には言えない。	
株式会社 ラビニール <a href="https://lavenir.jp/">https://lavenir.jp/</a>	

似した性能を有するもの」であれば、色温度2856Kの白熱電球以外でも構わないと読み取ることができる。つまり、可視光線透過率の保安基準適合性を判定できるのはPT-50やPT-500だけではないということになる。

これを受けて、ラビニールはアポイントを取り付けた地方運輸局8カ所を訪問してまわり、PT-50、PT-500、そして光源にLEDを使用したTM2000JPを用いて可視光線透過率の測定デモを行った。

図表②は、その際の質疑応答をとりまとめたもので、デモの結果、どの機器で測定しても「近い数値」となることが確認された。そ

ううえで、前述の事務連絡の注釈は自動車技術総合機構で使用している機器を参考として記載したに過ぎず、TM2000JPが指定自動車整備事業において可視光線透過率の保安基準適合性を判定するのに相応しくないとするものでは決してないという見解が得られた。

ラビニールは、これまでに指定自動車整備事業者へTM2000JPを3000個以上販売している。そのため、地方運輸局の見解が明らかになったことで、「すでにお持ちの整備事業者の方々に改めて『安心してお使いください』と申し上げるとともに、さらなる普及促進を図ってきたい」としている。